

意見書

武庫川流域委員会 委員長 松本 誠 様

2006年4月12日
吉田 博昭

甲武橋基点に百年確率の安全度で実績降雨を元にデータ解析が行われ、観測点の少ないデータの採否や引き伸ばし率、降雨パターンなど算出根拠に因って基本高水は $3,600\text{ m}^3/\text{s}$ ~ $5,000\text{ m}^3/\text{s}$ と大幅な開きがあり、集約できないまま『幅を持った二つの基本高水を設定の上、総合治水対策を進め、その中で基本高水を改めて集約する』事を確認し、基本方針ベースと整備計画ベースの具体的な治水対策案の検討を進め、低い方から高い方まで考えられる全ての具体的な対策案が出揃った。

38回委員会で仮の基本高水を $4,800\text{ m}^3/\text{s}$ とした5案に整理され参考資料1【武庫川ダムの代替案の検討結果】で総合評価を、参考資料2で $1\text{ m}^3/\text{s}$ 当りの事業費が示され、ダム建設が最も低コストで出来る即効性のある対策である事を示されダム建設に向かって誘導されているような錯覚に陥りました。

中間報告で出された最も高い基本高水は $4,500\text{ m}^3/\text{s}$ ~ $5,000\text{ m}^3/\text{s}$ で、 $5,000\text{ m}^3/\text{s}$ なら理解できませんが、 $4,800\text{ m}^3/\text{s}$ と言う数値が使われ、以前から県が考えていた $4,800\text{ m}^3/\text{s}$ が一人歩きしているように感じ少し違和感を感じました。

細かい問題や思入れはさて置き、「総合治水(治水・利水)」、「環境」、「まちづくり」の各ワーキンググループから詳細な資料に裏打ちされた対策・意見が出揃い基本高水集約を行い、『基本方針』と、具体的な『整備計画』を選考・策定できる段階に達したと思います。高い方の基本高水を採用した場合、総合治水対策の単なる一アイテムに過ぎないダム建設が避けられないような印象がありダム建設の賛否を巡って論議が集中し混乱しているように感じられます。

24時間247mm降雨、平成16年23号降雨パターンで破提を前提にして作成されたハザードマップを見ると下流流域住民はダム建設を迫るものと思いますが、『破提しなかったら』ハザードマップの浸水区域も相当狭くなるのは確実なことで、下流流域住民の考え方も変わってくると思います。

総合治水は『武庫川と人の暮らしの折り合い点(具体的な対策)を見つける』事で、基本方針(超長期の方針)と基本方針に沿って今後2~30年間に具体的実施する整備計画は分けて考なければならぬ。基本方針と整備計画における基本高水の間隔を考えると、基本方針レベルの基本高水>整備計画レベル、または等しくなり決して逆にはならないと思います。超長期の基本高水は高く取り、具体的な計画レベルでは低い方を取るのが私の常識であり、 $3,600\text{ m}^3/\text{s}$ を整備計画レベルとし、 $5,000\text{ m}^3/\text{s}$ を基本方針レベルとして採用して欲しい。

異常気象、観測点数、観測データ数、引き伸ばし率設定など基本高水算出根拠は不確実な要素を含み同じ1/100確率でも計算根拠次第で $3,600\text{ m}^3/\text{s}$ ~ $5,000\text{ m}^3/\text{s}$ と大幅な開きが生じるのが現状技術の限界で将来発生するかもしれない降雨を正確に表すものとは言い難い。低い方を採用するか、高い方を採用するかで対策規模に雲泥の違いが生じます。どちらを採用するにしても明日降るのか、百年経っても降らないかわからないのが現実で、選択は賭け事に等しいでしょう。しかし最悪を想定して対策を考えておくことは非常に大事なことです。具体的な対策については、問題を抱えたまま高い方を採用し、且つ全てハード的に対応する愚は避けて欲しい。絶対避けるべきです。ダム建設も大規模な遊水地も後戻りできない対策には絶対反対です。

中川委員から出された『基本方針を決めるために（武庫川の堤防の歴史）』第35回流域委員会資料を見せていただき。自然に流れていた河川敷を埋め立て自然破壊してきた歴史が良く判り、第38回流域委員会の参考資料1と併せて分ったことは、河床掘削+ダム建設が2500億円。河床掘削+引き堤が3660億円で、この差1160億円が河川敷を埋め立て河川の自然破壊した為に生じた費用と見て取れます。ダム建設案は2500億円に自然破壊に伴う損失分1000億円以上を上積みして見積もるべきだと思います。

上流部の山塊が風化・浸食され土砂が運搬され、土石と水が同時に流れるところが河川で、単に水の流出量に対する備えだけでは到底安全は保てないと思います。河川は水や土砂の流出質量に応じ流路や流下能力を自然に調節してきた。人間の都合で流路を変えたり狭めたり人工的に流下量を調整するのではなく、川の持つ自然に倣うことが大切だと思います。淀川や大和川は拡幅と直線化し信濃川は分水して流下能力を上げたように、川の求めに応じて流下能力を取り戻すことが自然に適った治水だと考えます。

時間と費用は掛かるとはと思いますが、人口が急速に伸び寸土も広げなければならない時代とは違い人口減少社会を迎え土地余りが目前に控えています。武庫川から奪った河川敷をもう一度武庫川に戻す『引き堤』を考えるべきだと思います。

ダムの洪水調節効果を疑う人は一人もいない。ダム建設予定地の素晴らしい自然環境の大切さを疑う人もいないでしょう。ダムはモルヒネの様なもので、他に代え難い鎮痛効果を期待できるが、回復可能な副作用を伴うもので末期患者の痛みを和らげるときに限って使われるように、他に選択肢がなくなったときにのみ許されるものだと思います。ダム建設は他の対策に比べ比較的短時間で出来る対策である事を考えれば一番最後の手段として残しておけるものでしょう。ダムを作ったら、も一何も遣れることが無くなってしまふ。例えばダム建設予定区域を自然保護区域として担保しておいて、最終手段として建設しなければならない状況が生じたらいつでも工事に掛かれるようにするののも一つの対策では無いでしょうか。

ダム建設に伴う自然破壊損失を見込んだ場合引き堤の費用と同等になるものと確信いたします。私にとって渓谷の自然の価値は1000億円以上に値します。ダムは上流部の洪水対策にはならない。ダム建設予定地に生活基盤を持つ人が少なく物言わぬ動植物や景観があるだけで物言わぬ者の声を代弁し【私たちを殺すな、仲良く暮らしたい】と叫びたい。

整備計画レベルの基本高水は、どちらを採用しても『明日降るかも知れないが、百年経っても降らないかも知れない』もので低い方を採用しても、流域住民から批判を浴びるものではないと思います。無駄と無理が生じる過剰対策にならないよう、武庫流域でしか生きられない自然にダメージを与えない為にも、高い方と低い方と同じ対策手法を採用する必要は全く無く未来の自由度を残すべきだと思います。

『低い方の基本高水までは設備対応を、高い方へは減災対応』を基本に、過剰な設備対応は行わない。行政責任範囲【設備性能（流量・時間・）】を明示し、超過分は自己責任で対応すべきと考えます。

第二次中間報告で常襲浸水地域と表現された処は本来川の一部で、人為的な調節機能を持たせることなく自然任せ、自然流下を基本に、土地利用に一定の制限を設ける地域を遊水地と定義し制限に応じ補償すれば良いと思います。第二堤防など災害の局限化を図り川の領域を昔に戻すべきだと思います。

自然環境破壊が異常気象の原因の一つと言われており、未来の人々に美しい自然環境を引き継ぐのが我々の責務でもあると思います。『壊滅的な被害防止を前提に百年に一度の浸水は我慢したい』が今言える精一杯の想いです。『危ないときは逃げる』を基本に、川を埋め立て堰き止めてきた人間の傲慢さを反省するのが、流域住民にできる環境保護の出発だと思います。

以上

武庫川流域委員会 委員長松本誠様

武庫川を愛する尼崎市民の会

担当 丸尾雅美

第38回武庫川流域委員会を傍聴して

ダムに関する県当局の見解はお座なり 厳しいチェックが必要

〔放流孔の閉塞〕孔が大きくても中小洪水に対応できることにつき、分かりやすい説明を求める。流下物の排除のため上流側に過透性施設の必要を検討するとしているが、その施設による流水妨害と危険が高まるのではないか。

穴あきダムは平常時の環境や水質に配慮した形式とされるが、洪水時には穴がつまる可能性高く、それが望ましいのか。穴の有効性にまつわる疑問に対し、安全面と環境面の双方からていねいな説明を求める。

〔堤体の安全性〕基礎岩盤が強固としても、伊藤益義さんが指摘する上流部分も含めた表層部分のもろさにどう対処するのか。河川工学の第一級の専門家が安全と証した奈良・大滝ダムの崩落の教訓をどう武庫川事業に生かすのか説明を求める。

〔試験湛水〕安全の確認のため湛水試験は必要とされる。これは机上の計算だけでは安全は保証できないことを行政が認めていること。前項の安全性もこの視点から考慮すべき。伊藤益義さんの問いかけの「試験湛水時の閉鎖法」につき答えが必要。湛水試験によって起きる環境への致命的な影響は、浅見佳世さんの解説から明白である。今後県当局はその影響を調査・検討するしているが、調査・検討の方法と内容の説明を求める。

〔景観の破壊〕県当局の言う「ダムが見えにくくなるような景観木の植え方」とは、どのようなものか。ダムという大建造物で上流と下流の自然を遮断することによる「影響は軽微」というが、なぜ軽微なのか説明を求める。

上記は多くの疑問の一部にすぎない。第38回流域委員会で提出された県当局のダムの関する見解は、お座なりなものと評したい。平成12年に提示された住民意見に対する県当局の見解についてもまったく議論されておらず、県当局からの一方的な言いっ放しに終わっている。こうした状態は河川法に謳う「住民意見の反映」とは到底言い難い。

2006年4月15日